**仕 様 書**

１．案件名称

2025年日本国際博覧会会場外施設等で使用する非化石電気調達業務（単価契約）

２．概要

受電および使用場所

* 夢洲障がい者用駐車場（大阪市此花区） 高圧受電設備
* 夢洲北岸西‘（桟橋）（大阪市此花区） 臨時電灯
* 舞洲万博P＆R駐車場（大阪市此花区）　高圧、低圧（電灯、動力）受電設備
* 桜島駅バスターミナル（大阪市此花区）　高圧受電設備
* 尼崎万博P＆R駐車場（尼崎市船出地先）高圧受電設備
* 堺万博P＆R駐車場（堺市堺区）　　　　高圧、低圧（電灯、動力）受電設備
* 弁天町駅バスターミナル（大阪市港区） 臨時電灯

３　仕様

（１）調達期間及び計量期間

　　　調達期間（予定）

令和7年１月10日0時から令和７年10月31日24時までとする。

　　　計量期間

　　　　毎月１日の０時から当該月の最終日の24時までの期間

※開始日時および終了日時については、契約後、協会職員と協議の上、確定すること。

（２）電気構成等

①　電力構成

　　　　　以下のA～Dの電力（混合による電力も可）とする。

A 非化石証書等を付けたFIT電力

B　再生可能エネルギー由来（非FIT）の電力

C　原子力発電由来の電力

D　ゼロエミッション火力発電（水素・アンモニア）由来の電力

②　環境価値

以下のいずれかの非化石証書とする。

・非化石証書等（トラッキング付非化石証書（再エネ指定）、再エネ指定非化石証書、グリーン電力証書又は 再エネ電力由来 J-クレジット）が付いていること

・自らもしくは相対取引によって取得した 非 FIT 非化石証書（再エネ指定、再エネ指定なし）が付いていること

（３）契約電力、予定使用電力量等

①　契約電力

　　別紙に示す各施設に必要な契約電力を確保するものとし、500kw未満を基本とするが、契約後、変更となる場合は設計変更協議の対象とする。

なお、契約電力は契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値が原則としてこれを超えないものとする。

　　②　予定使用電力量

各施設の予定使用電力量は別紙(様式15-2)のとおり。

（４）責任区分について

　　 　 当該施設の引き込み工事については、協会により実施するため、本業務委託で実施する電力供給の責任区分については、既存引き込み施設を継承するものとする。

（５）料金制度

　 　料金制度は、基本料金と電力量料金に基づくものとする。

（８）力率

①　受注者は調達期間において、その月の平均力率により、力率割引又は割増しを行うものとする。

②　力率は、その月の午前８時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位を％とし、小数点以下第１位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は１００％とする。）

平均力率の算定式は次のとおりとする。

　③　力率割引又は力率割増しは、基本料金に以下の計算式により得られた値（以下「力率割引又は割増し値」という。）を乗じることにより行うものとする。なお、まったく電気を使用しない場合、その力率は８５％とする。

力率割引又は割増し値　＝　1.85 – 力率/100

④　入札価格の算定に当たっては、力率１００％とし、基本料金に0.85を乗じるものとする。

（9）燃料費調整

①　各月の燃料費調整単価を次のとおり算出し、燃料費調整単価を計量期間の使用電力量に乗じること（燃料費調整額）により燃料費調整を行うものとする。なお、平均燃料価格が47,000円を下回る場合は、燃料費調整は差し引くことになる。また、燃料費調整単価は、小数点以下第三位で四捨五入することとする。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格－47,000円/kl）＊（0.105円/kWh /1,000）

平均燃料価格＝Ａ×0.0045＋Ｂ×0.1974＋Ｃ×1.0532（１００円未満四捨五入）

Ａ：各平均燃料価格算定期間における１kｌ当たりの平均原油価格

Ｂ：各平均燃料価格算定期間における１ｔ当たりの平均ＬＮＧ価格

Ｃ：各平均燃料価格算定期間における１ｔ当たりの平均石炭価格

※各平均燃料価格A、B及びCは需要場所を供給区域とする旧一般電気事業者の小売部門が公表している値(当該月の五月前から三月前までの期間の燃料ごとの貿易統計実績価格の平均値）を使用すること。

②　入札価格の算定に当たっては、燃料費調整は考慮しないこと。

（10）市場価格調整

①　各月の市場価格調整単価を次のとおり算出し、市場価格調整単価を計量期間の使用電力量に乗じることにより、市場価格調整を行うものとする。また、市場価格調整単価は、小数点以下第三位で四捨五入することとする。

市場価格調整単価＝（平均市場価格－10.82）×0.288

平均市場価格＝D×0.7170＋E×0.2830

　　　　　　　　　D ＝平均市場価格算定期間（３～５ヵ月前）におけるスポット市場価格の全日平均値

E ＝平均市場価格算定期間（３～５ヵ月前）におけるスポット市場価格の昼間平均値

D、Eについては需要場所を供給区域とする旧一般電気事業者の小売部門が公表している値を使用すること。

　　　②　入札価格の算定に当たっては、市場価格調整は考慮しないこと。

（11）再生可能エネルギー発電促進賦課金

①　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）によるものとする。

②　入札価格の算定に当たっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

（12）料金の算定

料金の算定は、計量期間の契約電力及び使用電力量に基づき、次の計算方法で行う。

電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

　　　　基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率割引又は割増し値

　　　　電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量＋燃料費調整額＋市場価格調整額

　　　　　※燃料費調整単価、市場価格調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、計量期間の最終日の属する月の値を適用すること。

（13）請求書について

　　①　請求書には、契約電力、使用電力量、電気料金を記載することとする。

②　請求書の送付は、発注者が落札後に提示する送付先への郵送又は電子メールによる送付、Ｗｅｂからのダウンロードによる方法のいずれかによるものとする。

　　③　受注者は、発注者が必要とする電力使用量等の情報について、Ｗｅｂからのダウンロード等の方法により、常時提供すること。

（14）支払方法

　　　支払方法は銀行口座振り込み（振込用紙による支払いも可とする）とする。

（15）提出書類

　　①　契約締結後遅滞なく、15-３「非化石電力の供給計画書（以下「計画書」という。）」の1供給元電源情報（１）計画、2証書による環境価値の移転量（１）計画について、調達（使用）施設ごとに記載の上提出し、発注者の承認を得ること。

　　②　計量期間ごとに計画書に係る実績について、15-3の１（２）イ.供給電力量及びウ.割当電力量に記載の上、提出すること。

③　期間中の非化石証書等による環境価値の移転が確認できる資料について、15-3の２（２）イ及びウに移転電力量を記載の上、各半期末月（５月及び10月）分の電力料金の請求後３ヶ月以内に提出すること。なお、10月分の請求については、15-3の提出により環境価値の移転について確認できた日に請求があったものとする。

④　別紙料金表の各料金一覧＜常時電力＞の各項目を記載の上、提出すること。

（16）部分調達

　　①について、協会が求める電力構成を達成するために協会が指定した電力の部分調達を要請した際は調達に努めること。なお、単価料金にて協会が求める電力の調達が出来ない場合は別途協議を実施すること。

別紙

料金表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 料金 | | | 単価 | 料金算式 |
| 常時電力 | 基本料金 | | 金 円/kW/月 | 電力を使用した場合  (契約電力)×(基本料金単価)  ×(1.85 － 力率/100) |
| まったく電力を使用しない場合  0.5×(契約電力)×(基本料金単価) |
| 電力量  料金 | 夏季  ※１ | 金 円/kWh | (使用電力量)×(電力量料金単価)  ＋燃料費調整額＋市場価格調整額 |
| その他季※２ | 金 円/kWh |
| 再生可能エネルギー発電促進賦課金 | | | | （使用電力量）×  （再生可能エネルギー発電促進賦課金単価） |